

## 第一期・第二期 小樽市子ども・子育て支援事業計画記載項目 新旧対照表

第一期	第二期(案)	備考
<b>第1部 計画の概要</b>	<b>第1部 計画の概要</b>	
1 子育て社会の背景	—	(削除)
2 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨	任5
3 計画の位置づけ	2 計画の位置づけ	
4 計画期間	3 計画期間	任6
<b>第2部 計画の考え方</b>	<b>第2部 計画の考え方</b>	
1 基本理念	1 基本理念	任1
2 基本方針	2 基本方針	
3 小樽市次世代育成支援行動計画について	—	(削除)
<b>第3部 子ども・子育ての現状と今後</b>	<b>第3部 子ども・子育ての現状と今後</b>	
1 人口推移等	1 人口推移等	
(1)男女別人口の推移	(1)男女別人口の推移	
(2)年齢別人口の推移	(2)年齢別人口の推移	
—	(3)出生状況	
—	(4)未婚率の推移	
2 将来人口の見通し	2 将来人口の見通し	
(1)将来人口の推移	(1)将来人口の推移	
(2)児童数の将来人口推計	(2)児童数の将来人口推計	
3 未婚率の推移	—	第3部1(4)に記載
(1)年齢別未婚率の推移	—	〃
(2)生涯未婚率の推移	—	〃
4 出生状況	—	第3部1(3)に記載
5 就労状況	3 就労状況	
(1)労働力状態	(1)労働力状態	
(2)男女別労働力率	(2)男女別労働力率	
6 教育・保育資源の状況	4 教育・保育資源の状況	
(1)保育施設・幼稚園の入所・入園状況	(1)保育施設・幼稚園の入所・入園状況	
(2)地域別の教育・保育施設	(2)地域別の教育・保育施設	
7 放課後児童クラブ	—	第4部3放課後児童健全育成事業の中で記載予定
8 ニーズ調査結果の概要	5 ニーズ調査結果の概要	
	6 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価	新規

第4部 事業計画	第4部 事業計画	
1 教育・保育提供区域の設定	1 教育・保育提供区域の設定	必1
2 幼児期の教育・保育	2 幼児期の教育・保育⇒【仮】教育・保育の量の見込みと提供体制	
(1)子ども・子育て支援新制度	—	(削除)
(2)現行制度との比較	—	(削除)
(3)認定区分	—	(削除)
(4)需要量の見込み	(1)需要量の見込み	必2
(5)提供体制の確保の内容及び実施時期	(2)提供体制の確保の内容及び実施時期	必2
—	(3)市立保育所の規模・配置について	新規
3 地域子ども・子育て支援事業	3 地域子ども・子育て支援事業	必3
(1)利用者支援事業	(1)利用者支援事業	必3(母子保健型追加)
(2)地域子育て支援経典事業	(2)地域子育て支援拠点事業	必3
(3)妊婦健康診査事業	(3)妊婦健康診査事業	必3
(4)乳児家庭全戸訪問事業	(4)乳児家庭全戸訪問事業	必3
(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業	(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業	必3
(6)子育て短期支援事業	(6)子育て短期支援事業	必3
(7)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	(7)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	必3
(8)一時預かり事業	(8)一時預かり事業	必3
(9)時間外保育(延長保育)事業	(9)時間外保育(延長保育)事業	必3
(10)病児(病後児)保育事業	(10)病児(病後児)保育事業	必3
(11)放課後児童健全育成事業	(11)放課後児童健全育成事業	必3
—	(12)実費徴収に係る補足給付事業	(第一期中間見直しで追加)
—	(13)多様な事業者の参入促進事業	(第一期中間見直しで追加)
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	必4(以下、内容見直し必要)
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	任2
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う 施策との連携	6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う 施策との連携	任3
(1)児童虐待防止対策の充実	(1)児童虐待防止対策の充実	
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	
(3)障害児施策の充実等	(3)障害児施策の充実等	
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備に関する施策との連携	7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備に関する施策との連携	任4
(1)働きやすい職場環境の整備	(1)働きやすい職場環境の整備	
(2)育児休業等制度の整備	(2)育児休業等制度の整備	
(3)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	(3)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	
<b>第5部 計画の推進</b>	<b>第5部 計画の推進</b>	
1 計画の策定・推進体制	1 計画の策定・推進体制	
(1)計画の策定	(1)計画の策定	
(2)計画の推進	(2)計画の推進	任7



第二期市町村子ども・子育て支援事業計画策定に当たり国からの通知で求められていることなど	備 考
<p><b>第二期「量の見込み」算出等の考え方【改訂版】より</b></p>	
<p>量の見込み及び提供体制の確保～トレンドや政策動向、地域実情等の考慮</p>	
<p>・幼児教育の無償化等に伴う幼児教育の教育・保育の提供体制の確保や「子育て安心プラン」を踏まえた待機児童の解消等について</p>	<p>需要量の見込みに反映</p>
<p><b>基本指針の改正方針(案)より</b></p>	
<p>・教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について</p>	<p>第4部4以降に記載予定</p>
<p>・児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策等の反映について</p>	<p>〃</p>
<p>・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村行動計画の作成について</p>	<p>〃</p>
<p><b>その他</b></p>	
<p>・子どもの貧困対策について</p>	<p>第4部4以降に記載予定</p>